

心身障害者(児)の紙おむつ購入費の助成

年間64,800円を限度として、購入費の9割まで助成します。

※在宅で、常に紙おむつを使用している3歳以上の重度心身障害者(児)で、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳1、2級(肢体不自由)か療育手帳A1、A2の交付を受けている
- ② ①と同程度の障害がある(障害程度の確認のため、紙おむつの使用証明書が必要な場合あり)

他・1カ月の購入費の上限は、6,000円(入院・入所などの期間は対象外)
・日常生活用具給付事業(紙おむつ)を受けている人は、制度利用不可

申前期：9月1日(水)～30日(木)、後期：来年3月1日(火)～11日(金)に、所定の用紙に今年4月1日から、申請時までの紙おむつ購入費の領収書(請求書不可)の原本・身体障害者手帳か療育手帳の写し・申請者名義の預金通帳の写し・紙おむつ使用証明書(②の人のみ)・印鑑を持って、直接

申・問 障害福祉課(1階)
☎561-6972、FAX561-2480

下水道へ接続しましょう

9月10日(金)は下水道の日です。生活環境の向上と、琵琶湖をはじめとする自然環境を守り、きれいな水を未来へつなぐため、下水道へ接続しましょう。9月1日(水)～10日(金)に、市役所1階で下水道の歴史についてのパネルを掲示します。

水道水以外の水(井戸水など)を下水道に流す場合は、必ず申告をしてください。

問 水道お客様センター(2階)
☎561-2441、FAX561-2481
上下水道総務課(2階)
☎561-2440、FAX561-2481

長寿祝金

社会に尽くされた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、9月の敬老月間に、地域の民生委員児童委員などを通じて渡しています。

対象者	金額
満88歳 (昭和7年9月17日～昭和8年9月16日生)	10,000円
満99歳 (大正10年9月17日～大正11年9月16日生)	
満100歳以上 (大正10年9月16日以前生)	
男女最高齢者	30,000円

※9月15日(水)時点で、市内に3カ月以上在住の対象者

問 長寿いきがい課(1階)
☎561-2362、FAX561-2480

コンビニ交付を一時停止します

システムメンテナンスのため、コンビニなどでマイナンバーカードを利用した住民票や戸籍謄(抄)本、所得証明書などの発行ができません。

㊟ 停止日時 9月17日(金)18:00～21日(火)6:00

問 市民課(1階) ☎561-2344、FAX561-2492、税務課(1階) ☎561-2308、FAX561-2479

住まいの耐震、大丈夫ですか？

もしもに備えて、気軽にご相談ください。

木造住宅の耐震診断・耐震改修(予算の範囲内)

昭和56(1981)年5月31日以前に建築された(旧耐震基準)木造住宅が対象です。

- 無料耐震診断
2階建て以下(軸組工法に限る)、延べ床面積300㎡以下の住宅に、県木造住宅耐震診断員を派遣
- 無料耐震補強概算費用算出
耐震診断の結果により、補強計画案の一例の作成と概算費用の見積もり
- 耐震改修補助金
耐震診断の結果、大地震時に倒壊する可能性が高いと診断された住宅の、耐震改修工事をする場合に、

国民年金保険料の納付

国民年金保険料の一部を免除されても、免除後の保険料を納付しなければ未納となり、老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡などの事態になったとき、年金を受け取れない場合があるので、忘れずに納付しましょう。

今年度の納付額

4分の3免除 4,150円

半額免除 8,310円

4分の1免除 12,460円

問 保険年金課(1階)

☎561-2367、FAX561-2480

日本年金機構 草津年金事務所
(西渋川一)

☎567-2220、FAX562-9638

その費用の一部を補助
※工事着手前に協議・申請要
※来年3月中旬までに、工事完了が必要

震災時の避難経路を確保(予算の範囲内)

- ブロック塀等改修促進補助金(道路に面するもの)

地震で倒壊し、避難に支障の恐れがあるものの撤去と改修費用の一部を補助(4m未満の道路の場合、道路後退が必要)
※工事着手前に協議・申請要
※12月上旬までに、工事完了が必要

申・問 建築課(4階)

☎561-2378、FAX561-2486

知っていますか？屋外広告物のルール

まちには看板や広告が多くあり、彩りを与えてくれる一方で、景観を損ねることや通行人に危害を及ぼすことがあります。市では、こうしたことを防ぐために、広告の大きさや表示できる地域などを「草津市屋外広告物条例」により定めています。ルールを守り、良好な景観を守りましょう。

■屋外広告物

屋外で公衆に向けて、常時か、一定期間継続して表示されるもののことです。お店などの商業広告だけでなく、絵やシンボルマークといった具体的なイメージを表したもののや、コンサートなどのポスターも屋外広告物となります。

■屋外広告物の種類

屋外広告物は、設置位置、形状、表示方法などによって分類することができます。標識利用広告(消火栓標識など)も屋外広告物です。



立看板 壁面広告物



問 都市計画課(4階) ☎561-6507、FAX561-2486

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額を受けるためには、3カ月以内に申告を

要件を満たす改修工事を行い、工事完了後3カ月以内に申告すると、翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	10年以上前に建築された住宅	平成20年1月1日以前に建築された住宅
固定資産税年間の減額範囲	床面積120㎡以内について 2分の1減額	床面積100㎡以内について 3分の1減額	床面積120㎡以内について 3分の1減額
要件	工事費が50万円を超える工事	・自己負担工事費が50万円を超える工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・高齢者や、要介護・要支援認定を受けている人などが居住している	・自己負担工事費が50万円を超える工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下

草津 固定資産税 改修工事

検索

問 税務課・資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、FAX561-2479

空き家の適正管理・利活用のススメ

思い出の詰まった大事な住宅が、負の遺産になってしまわないよう、住まいの今後について、改めて考えてみませんか。

戸建住宅に住んでいる

将来空き家にならないよう、普段から相続などについて考えたり、家族で話し合ったりするなど、事前の備えを！

空き家を持っている

- ・ご近所の迷惑とならないよう、適正に管理しましょう。近隣に損害を与えた場合は、責任を問われるケースがあります。
- ・売却や賃貸をお考えの人は、「草津市空き家情報バンク」へ登録を！

草津市 空き家情報バンク

検索

申・問 建築課(4階)
☎561-2378、FAX561-2486